

平成二十四年十一月十六日受領  
答 弁 第 三 七 号

内閣衆質一八一第三七号

平成二十四年十一月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員中津川博郷君提出台湾との国交締結に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中津川博郷君提出台湾との国交締結に関する質問に対する答弁書

一及び二について

台湾との関係に関する我が国の基本的立場は、昭和四十七年の日中共同声明第三項を踏まえ、非政府間の実務関係として維持するというものである。

三について

お尋ねの「パートナーシップ」の意味するところが必ずしも明らかでないが、台湾は、我が国との間で経済面及び社会面での緊密な交流が行われている重要な地域であり、政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの我が国の基本的立場を踏まえ、日台間の経済面及び社会面における実務関係が着実に発展していくことを期待している。なお、従来から、政府としては、集团的自衛権の行使は、憲法上許されないと解してきていると承知しており、野田内閣として、現時点で、その解釈を変えらるということはない。

四について

政府としては、お尋ねの伝達を行ったという事実はない。